

医政研発 1023 第 1 号

政情参発 1023 第 1 号

平成 26 年 10 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長
（公印省略）

厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官
（公印省略）

情報通信技術（ICT）を活用する際の標準的な規格等について

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成 26 年厚生労働省告示第 354 号。以下「総合確保方針」という。）が策定されたところであり、情報通信技術（ICT）の活用については、「標準的な規格に基づいた相互運用性の確保や将来の拡張性を考慮しコスト低減に努める等、情報通信技術（ICT）の活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である。」とされている。

上記の「標準的な規格」とは、「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）」を指すものであり、別添「保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について」の一部改正について」（平成 24 年 3 月 23 日政社発 0323 第 1 号）に留意されるよう、貴職におかれては改めて関係者に周知方を願います。

なお、同通知中「2 厚生労働省標準規格について」に記載している「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.2 版」の策定について（平成 25 年 10 月 10 日政社発 1010 第 1 号）を参照されたい。

また、下記事業の成果についても、情報通信技術（ICT）の相互運用性等を確保する観点から、積極的な活用が図られるよう関係者に周知方を願います。

記

1. 厚生労働省電子的情報交換推進事業（SS-MIX）

（<http://www.hci-bc.com/ss-mix/ssmix/index.html#ssmix>）



2. 医療機関間で医療情報を交換するための規格等策定に関する請負業務

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052146.html>)

3. 医療情報システムにおける相互運用性実証事業

(http://www.nss-med.co.jp/project/project3_1.html)

厚生労働省医政局医事課

(公印)

厚生労働省医政局医事課

(公印)

「医療情報システムにおける相互運用性実証事業」(TCT) 実施計画書

本事業は、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。本事業は、医療情報システムにおける相互運用性実証事業の一環として、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。本事業は、医療情報システムにおける相互運用性実証事業の一環として、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。

本事業は、医療情報システムにおける相互運用性実証事業の一環として、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。本事業は、医療情報システムにおける相互運用性実証事業の一環として、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。

本事業は、医療情報システムにおける相互運用性実証事業の一環として、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。本事業は、医療情報システムにおける相互運用性実証事業の一環として、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。

本事業は、医療情報システムにおける相互運用性実証事業の一環として、医療機関間の医療情報交換のための規格等策定に関する請負業務として、平成24年3月23日付で、厚生労働省医政局医事課より、株式会社日本医療情報センター(以下「日本医療情報センター」という。)に発注された。



政社発0323第

平成24年3月23日

各 〔 都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 〕 殿

する。検計と事業計画表図、お存の各財源額×

記 時々の筆勢のムラが、難解な因で、

指針 (JJ1017 指針)

(<http://www.hci-bc.com/ss-mix/ssmix/index.html#ssmix>) 参照

co.jp/project/project3_1.html) 参照

(別紙)

保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）について

(※二重下線部が追加の規格)

1 厚生労働省標準規格

厚生労働省標準規格は以下の規格等とする。

- HS001 医薬品 HOT コードマスター
- HS005 ICD10 対応標準病名マスター
- HS007 患者診療情報提供書及び電子診療データ提供書（患者への情報提供）
- HS008 診療情報提供書（電子紹介状）
- HS009 IHE 統合プロフィール「可搬型医用画像」およびその運用指針
- HS010 保健医療情報-医療波形フォーマット-第 92001 部: 符号化規則
- HS011 医療におけるデジタル画像と通信 (DICOM)
- HS012 JAHIS 臨床検査データ交換規約
- HS013 標準歯科病名マスター
- HS014 臨床検査マスター
- HS016 JAHIS 放射線データ交換規約
- HS017 HIS, RIS, PACS, モダリティ間予約, 会計, 照射録情報連携指針 (JJ1017 指針)

※標準規格の名称は、医療情報標準化指針（医療情報標準化推進協議会）における名称を使用。

※規格の詳細については、医療情報標準化推進協議会のホームページを参照すること。

<http://helics.umin.ac.jp/>

2 厚生労働省標準規格について

医療機関等における医療情報システムの構築・更新に際して、厚生労働省標準規格の実装は、情報が必要時に利用可能であることを確保する観点から有用であり、地域医療連携や医療安全に資するものである。また、医療機関等において医療情報システムの標準化や相互運用性を確保していく上で必須である。

このため、今後厚生労働省において実施する医療情報システムに関する各種施策や補助事業等においては、厚生労働省標準規格の実装を踏まえたものとする。

厚生労働省標準規格については現在のところ、医療機関等に対し、その実装を強制するものではないが、標準化推進の意義を十分考慮することを求めるものである。

医療機関等に求められている標準化、相互運用性確保については「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 4.1 版」第 5 章を参照すること。

3 厚生労働省標準規格の更新について

厚生労働省標準規格については、今後「保健医療情報標準化会議」の提言等を踏まえ、適宜更新していくものである。

政社発 1010 第 1 号
平成 25 年 10 月 10 日

各
〔都道府県知事
地方厚生（支）局長〕
殿

厚生労働省政策統括官（社会保障担当）

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.2 版」の
策定について

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、平成 17 年 3 月 31 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」（医政発第 0331009 号薬食発第 0331020 号保発第 0331005 号厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長 厚生労働省保険局長連名通知）の別添として、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）への適切な対応等について示したところである。

その後所要の改定を行い平成 22 年 2 月にガイドライン第 4.1 版が策定されているところであるが、今般、「診療録等の保存を行う場所について」（平成 14 年 3 月 29 日付け医政発第 0329003 号・保発第 0329001 号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知）の一部改正がなされ、調剤済み処方箋および調剤録等の外部保存が認められたことから、これを踏まえた所要の改定を行い、別添のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.2 版」を策定したので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、このガイドライン等については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添える。

